（目 的）

この要領は、経理規程第２章第９条の規定に基づき、勘定の整理に関する

取扱いを定めたものである。

（整理の原則）

勘定の整理方法は、毎期継続して適用し、一般に公正妥当として認められた

企業会計の基準によるものとする。

（勘定科目）

勘定科目は、別に定める勘定科目細則によるものとする。

（仕 訳）

勘定の仕訳は、すべてこの要領により会計伝票の起票をもって行わなければならないただし、機械計算による自動仕訳の場合は、自動仕訳明細表をもってこれに代えることができる。

２．前項の場合において仕訳上疑わしい事柄が生じたときは、経理部長の指示する

ところによるものとする。

（仕訳の確認）

会計伝票には、原則として証拠書類を添付のうえ、経理主務者が仕訳の確認を

行うものとする。

（会計帳簿の締切り）

会計帳簿の締切りに当たっては、あらかじめ残高を関係帳簿と照合し、

相違ないことを確認する。

２．前項の帳簿は、決算に際して必ず締切るものとする。

（改 廃）

この要領の改廃は、経理部長が立案し、管理本部長と協議のうえ、社長が決裁する。

（付 則）

この要領は、令和○年○月○日から実施する。

則

第 １ 章 資 産

第 １ 節

（現 金）

貨幣および貨幣の代用物を処理する勘定で、現金には貨幣そのもののほか、

他人振出当座小切手・郵便為替証書・振替貯金払出証書・期限の到来した公社債の利札・国庫金支払通知書および受取配当金領収証等を計上する。

（預 金）

金融機関に対する当座預金・普通預金・通知預金・定期積金・期限が１年以内の

定期預金・郵便振替貯金および別段預金を計上する。

２．前項のうち別段預金には、支払配当充当金および増資払込金を計上するものとする。

（受取手形）

営業取引の結果として受領した手形上の債権を計上し、手形期間満期に際して

取立てを行い入金したときは、この科目から除算する。

２．前項の場合において手形を割引いたときは、割引手形勘定を使用する。

３．割引いた手形の満期日決済・割引手形残高については、割引手形帳により管理

するものとする。

通常の営業取引によって生じた営業上の未収金を計上する。

（有価証券）

取引所の相場のある株式・社債・国債・地方債その他で、短期保有目的のものを

計上する。

２．前項の取得価額は、購入代価と購入手数料等の付随費用を合計したものとする。

（商 品）

正常な営業過程において、販売する目的で所有する買入れ物品を計上する。

たな卸資産の購入代価を購入前に仕入先等に支払った場合、この科目で計上する。

（前払費用）

時の経過に依存する継続的な役務の享受取引において、すでに対価の支払を

行ったものの、会計期末までに未だその役務の提供を受けていない会計上の

役務給付請求権のうち、１年以内に時の経過に伴って費用化するものを計上する。

（短期貸付金）

企業資金の貸付取引のうち、貸借対照表日の翌日から起算して、１年以内に

受取期限の到来するものを計上する。

（未収入金）

第１０条 通常の取引に基づいて発生した未収入金で、売掛金以外のものおよび通常の取引以外に基づいて発生した未収入金のうち、１年以内に回収されると認められるものを計上する。

第１１条 帰属科目または支払総額が未定の支払金額を計上し、帰属すべき科目もしくは 金額が確定したときは当該科目に振替処理する。

（その他の流動資産）

第１２条 第７条から第11条の規定以外の流動資産を計上する。

（貸倒引当金）

第１３条 債権に対する回収不能見込額を計上する。

２．前項のうち固定資産に関するものは、固定資産の部に表示するものとする。

第 ２ 節

（有形固定資産）

第１４条 建物（建物附属設備を含む。）・構築物・車両運搬具・器具備品・土地

および第16条に規定する建設仮勘定を計上し、これらの科目は別に定める

固定資産会計要領で定めた金額を計上する。

（減価償却累計額）

第１５条 有形固定資産の償却累計額は、前条の各科目から直接減額するものとする。

（建設仮勘定）

第１６条 建設中の有形固定資産の取得および購入契約に基づく前渡金を計上する。

（借地権・地上権・商標権・実用新案権・意匠権等）

第１７条 法律による借地権・地上権・商標権・実用新案権・意匠権等を取得した場合に

計上する。

（電話加入権）

第１８条 電話加入に当たり、その権利の取得に要した金額を計上する。

（その他の無形固定資産）

第１９条 前条および前２条の規定以外の無形固定資産を計上する。

（投資有価証券）

第２０条 投資の目的をもって所有する有価証券を計上する。

第２１条 出資者の持分が有価証券の形態をとらないものを処理する勘定であり、

支出額を計上する。

（長期貸付金）

第２２条 企業資金の貸付取引のうち、貸借対照表日の翌日から起算して１年を超えて

受取期限の到来するものを計上する。

（差入保証金）

第２３条 不動産および事務用機器等を賃借するに際して、賃借人が賃貸人に賃貸借契約上の

債務を担保するほか、営業上の債務を担保する目的で交付する金銭を計上する。

（長期前払費用）

第２４条 時の経過に依存する継続的な役務享受取引において、すでに対価の支払を

行ったものの、会計期末までに未だその役務の提供を受けていない会計上の

役務給付請求権のうち、１年を超えて時の経過に伴って費用化するものを計上する。

２．前項のほか、税務上の繰延資産に該当するときもこの勘定で計上するものとする。

（その他の投資等）

第２５条 第20条から第24条の規定以外の投資を計上する。

（繰延資産）

第２６条 繰延資産は、支出時において全額を費用処理する。

第 ２ 章 負 債

第 １ 節

（支払手形）

第２７条 通常の商取引に基づいて発生する手形債務を計上する。

２．前項の場合において、固定資産の取得や金融取引に関係するものは含まれない

ものとする。

第２８条 仕入先との間の通常の商取引に基づいて発生した営業上の未払金を計上する。

２．前項の通常商取引とは、商品の仕入れをいい、固定資産の取得や建設は

含まれないものとする。

（短期借入金）

第２９条 返済期限が１年内に到来する金融機関からの借入金を計上する。

２．前項の場合において、長期借入金のうち１年内に返済するものは含まれない

ものとする。

（１年内返済の長期借入金）

第３０条 借入れ時に返済期限が１年を超える約定による金融機関からの長期借入金のうち、

返済期限が１年以内に到来する部分については長期借入金勘定からこの勘定に

振替計上する。

第３１条 通常の商取引により、相手からの給付が完了して債務が確定したものを計上する。

２．前項の場合において、固定資産の取得や建設により生じた債務は含まれない

ものとする。

（未払費用）

第３２条 給与または賞与・賃借料等のように継続的な役務の給付を内容とする契約に基づく

費用で、貸借対照表日に未だ支払期は到来しないものの、既に費用として発生した部分を計上する。

第３３条 商品の対価の前受代金を計上する。

第３４条 相手からいったん金銭等を受入れ、後日、その者または本人に代わる第三者に

これを返還すべき債務を計上する。

（未払法人税等）

第３５条 将来、支払義務の生じる法人税・都道府県民税・市町村民税で、当期の損益に係る

額を計上する。

（未払事業税等）

第３６条 将来、支払義務の生じる事業税および事業所税で、当期の損益に係る額を計上する。

（未払消費税）

第３７条 将来、支払義務の生ずる消費税で、当期に係る額を計上する。

（設備支払手形）

第３８条 固定資産の取得に基づいて発生する手形債務を処理する手形上の債務を計上する。

（その他の流動負債）

第３９条 第27条から第38条の規定以外で、将来支払日義務が生じ、１年内に支払う債務を

計上する。

第 ２ 節

（社 債）

第４０条 社債券の発行による金銭債務を計上する。

（新株引受権付社債）

第４１条 新株引受権を付与した社債を計上する。

（長期借入金）

第４２条 返済期限が決算日から起算して１年を超える返済期限の金融機関からの

借入金を計上する。

２．前項の場合で返済期限が決算日から起算して１年以内となったときは、

第30条に規定する１年内返済の長期借入金に振替えるものとする。

（退職給与引当金）

第４３条 別に定める退職金規程に基づいて従業員の退職金の支給に充てるため、

あらかじめ引当てる金額を計上する。

第 ３ 章 資 本

第 １ 節

第４４条 発行済額面株式の発行総額のうち、資本に組入れた金額および準備金の

資本組入額を計上する。

（新株式払込金）

第４５条 増資に際し、新株申込みによる払込金を払込期日に計上する。

第 ２ 節

（資本準備金）

第４６条 資本取引から生じた剰余金を計上する。

（利益準備金）

第４７条 毎決算期の利益から積立てる準備金をいい、決算期に利益の処分として支出する

金額の金銭の10分の１以上を資本金の４分の１に達するまで積立てて計上する。

第 ３ 節

（別途積立金）

第４８条 毎決算期の利益処分による積立額を計上する。

（前期繰越利益）

第４９条 前期から繰越された利益の額を計上する。

（未処分利益）

第５０条 当期に発生した利益と前期繰越利益金を加算した額を計上する。

（当期利益）

第５１条 当該営業年度における純利益額を計上する。

第 ４ 章

第 １ 節

第５２条 商品の売上高を計上する。

（その他の売上高）

第５３条 商品の○○代など商品以外の売上高を計上する。

第 ２ 節

（売上原価）

第５４条 前節の規定にかかわらず、販売のために供した商品の払出しの価額を計上するほか、商品の○○代など商品以外の原価を計上する。

（販売費および一般管理費）

第５５条 会社の販売業務に関して発生するすべての費用を販売費として、一般管理業務に

関して発生するすべての費用を一般管理費として計上する。

２.前項の科目の内容は次のとおりとする。

┌────┬──────────┬──────────────────┐

│科目ｺｰﾄﾞ│ │ 内 容 │

├────┼──────────┼──────────────────┤

│○○○○││株主との委任契約による会社役員に支払│

│ │ │われる報酬額を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││販売および一般管理業務に従事する従業│

│ │ │員（パートタイマーを除く。）に対する│

│ │ │給料手当を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││パートタイマーおよび臨時雇用者に支払│

│ │ │われる給料手当を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││販売および一般管理業務に従事する従業│

│ │ │員に支払われる臨時給料を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││従業員が退職した場合に支払う退職金を│

│ │ │計上する。 │

│ │ │ │

│ │退職給与引当金繰入額│退職給与引当金の繰入額を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││社会保険制度に基づく会社負担額を計上│

│ │ │するほか、従業員の福利厚生のために支│

│ │ │出する費用を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││役員および従業員のために行う教育研修│

│ │ │費用を計上するほか、書籍等の購入費用│

│ │ │を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││従業員の求人のために係る費用を計上す│

│ │ │る。 │

│ │ │ │

│ ││不特定多数の者に対する宣伝的効果を意│

│ │ │図して支出する費用を計上する。主なも│

│ │ │のは新聞・雑誌・テレビ等の媒体広告、│

│ │ │郵送によるダイレクトメール・折込みチ│

│ │ │ラシのほか催事の費用等をいう。 │

└────┴──────────┴──────────────────┘

┌────┬──────────┬──────────────────┐

│科目ｺｰﾄﾞ│ │ 内 容 │

├────┼──────────┼──────────────────┤

│○○○○││商品券等の利用額および顧客への販売促│

│ │ │進用物品に係る費用を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││手さげ袋・包装紙等に係る費用を計上す│

│ │ │る。 │

│ │ │ │

│ ││クレジット会社へ支払う手数料を計上す│

│ │ │る。 │

│ │ │ │

│ ││店内・ショーウィンドーの演出用の器具│

│ │ │備品など装飾のために要した費用を計上│

│ │ │する。 │

│ │ │ │

│ ││器具備品・車両等の動産を賃借すること│

│ │ │に対して支払うリース料等を計上するほ│

│ │ │か、土地・建物および構築物を借入れて│

│ │ │これを使用収益の用に供することによる│

│ │ │賃料を計上する。ただし、電算業務費に│

│ │ │該当するものは含まないものとする。 │

│ │ │ │

│ ││土地または建物ならびに構築物を借入れ│

│ │ │て、他の賃借人と共同で管理する費用の│

│ │ │負担額を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││建物・構築物などの有形固定資産等の維│

│ │ │持修繕のために支出する費用を計上する。

│ │ │ │

│ ││水道料・ガス代・電灯料・電力料の料金│

│ │ │を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││耐用年数が１年未満または取得価額が20│

│ │ │万円未満の固定資産の取得費用を計上す│

│ │ │る。 │

│ │ │ │

│ ││電話料・電報料・振込料・郵便切手・葉│

│ │ │書など通信のための費用を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││商品の店舗配分など物流業務の対価とし│

│ │ │て支払う料金を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││役員および従業員が業務を遂行するため│

│ │ │に使用する電車賃・日当等を計上するほ│

│ │ │か、日本国以外に出張する場合に必要な│

│ │ │諸費用を計上する。ただし、通勤交通費│

│ │ │は含まないものとする。 │

└────┴──────────┴──────────────────┘

┌────┬──────────┬──────────────────┐

│科目ｺｰﾄﾞ│ │ 内 容 │

├────┼──────────┼──────────────────┤

│○○○○││得意先・仕入先その他事業に関係のある│

│ │ │者に対して事業に関する打ち合わせなど│

│ │ │会議のために支出する費用で、１人１回│

│ │ │３千円未満のものを計上する。 │

│ │ │ │

│ ││固定資産およびたな卸資産に掛ける火災│

│ │ │保険料ならびに自動車保険等の損害保険│

│ │ │料を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││国税および地方税の公租のうち、法人税│

│ │ │および住民税ならびに事業税・事業所税│

│ │ │以外のものを計上するほか、同業者その│

│ │ │他の組合等であらかじめ定められた通常│

│ │ │の会費・負担金および商工会議所等の会│

│ │ │費を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││地方税法に規定する事業税ならびに事業│

│ │ │所税を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││得意先・仕入先その他事業に関係のある│

│ │ │者に対して接待・饗応・慰安・贈答その│

│ │ │他これに類似する行為のために支出する│

│ │ │費用を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││監査法人等に支払う報酬のほか、登記・│

│ │ │登録等の手数料を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││パソコンなど事務用機器を除く電算業務│

│ │ │のために要した費用を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││固定資産の減価償却費を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││事務用消耗品の購入に要した費用を計上│

│ │ │する。 │

│ │ │ │

│ ││貸倒引当金の当期繰入額を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││売掛金その他金銭債権の取立不能に基づ│

│ │ │く損失のうち、貸倒引当金をもって補填│

│ │ │できない部分を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││販売費および一般管理費に属する費用の│

│ │ │うち、他のいずれの勘定にも含めて記載│

│ │ │することが適当でないと認められる費用│

│ │ │を計上する。 │

└────┴──────────┴──────────────────┘

第 ３ 節

（営業外収益）

第５６条 営業外の活動によって発生する収益を計上する。

２．前項の科目の内容は次のとおりとする。

┌────┬──────────┬──────────────────┐

│科目ｺｰﾄﾞ│ │ 内 容 │

├────┼──────────┼──────────────────┤

│○○○○││預貯金・公社債の利子・公社債投資信託│

│ │ │の収益の分配金を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││所有株式ならびに出資金等に対する配当│

│ │ │金を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││公社債・株式等の有価証券を譲渡したこ│

│ │ │とに伴う売却益を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││他の営業外収益に属する勘定に含めるこ│

│ │ │とが適当でないものを計上する。 │

└────┴──────────┴──────────────────┘

（営業外費用）

第５７条 営業外の活動によって発生する費用を計上する。

２．前項の科目の内容は次のとおりとする。

┌────┬──────────┬──────────────────┐

│科目ｺｰﾄﾞ│ │ 内 容 │

├────┼──────────┼──────────────────┤

│○○○○│支払利息および割引料│借入金に対する利息および受取手形を割│

│ │ │引きした場合に支払う割引料を計上する。

│ │ │ │

│ ││社債に対する利息を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││株式募集のための公告費・金融機関の取│

│ │ │扱手数料・株式申込証・目論見書・株券│

│ │ │等の印刷費のほか、登録免許税その他新│

│ │ │株発行のために直接支出した費用を計上│

│ │ │する。 │

│ │ │ │

│ ││社債募集のために直接支出した費用を計│

│ │ │上する。 │

│ │ │ │

│ │新株引受権付社債発行│新株引受権付社債発行のために直接支出│

│ │費 │した費用を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││公社債・株式等の有価証券を譲渡したこ│

│ │ │とに伴う売却損を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││公社債・株式等の有価証券の時価が低下│

│ │ │した場合において、その評価換えに基づ│

│ │ │く損失を計上する。 │

└────┴──────────┴──────────────────┘

┌────┬──────────┬──────────────────┐

│科目ｺｰﾄﾞ│ │ 内 容 │

├────┼──────────┼──────────────────┤

│ ││他の営業外損失に属する勘定に含めるこ│

│ │ │とが適当でないものを計上する。 │

└────┴──────────┴──────────────────┘

第 ４ 節

（特別利益）

第５８条 この科目は、臨時利益と前期損益修正益を計上する。

２．前項の科目の内容は次のとおりとする。

┌────┬──────────┬──────────────────┐

│科目ｺｰﾄﾞ│ │ 内 容 │

├────┼──────────┼──────────────────┤

│○○○○││土地・建物など固定資産を売却したこと│

│ │ │により生ずる利益を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││投資有価証券を売却したことによる利益│

│ │ │を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││過年度における損益の修正による利益を│

│ │ │計上する。 │

│ │ │ │

│ ││貸倒引当金の前期繰越残高が、当期に設│

│ │ │定を要する貸倒引当金の金額を超える場│

│ │ │合における戻入額を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││他の特別利益に属する勘定に含めること│

│ │ │が適当でないものを計上する。 │

└────┴──────────┴──────────────────┘

（特別損失）

第５９条 この科目は、臨時損失と前期損益修正損を計上する。

２．前項の科目の内容は次のとおりとする。

┌────┬──────────┬──────────────────┐

│科目ｺｰﾄﾞ│ │ 内 容 │

├────┼──────────┼──────────────────┤

│○○○○││土地・建物など固定資産を廃棄もしくは│

│ │ │除却または売却したことにより生じる損│

│ │ │失を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││投資有価証券を売却したことによる損失│

│ │ │を計上する。 │

│ │ │ │

│ ││過年度における損益の修正による損失を│

│ │ │計上する。 │

│ │ │ │

│ ││他の特別損失に属する勘定に含めること│

│ │ │が適当でないものを計上する。 │

└────┴──────────┴──────────────────┘

第 ５ 節 法人税および住民税

（法人税および住民税）

第６０条 法人税および住民税で、当期の損益に係るところの支出額を計上する。

（過年度法人税および住民税）

第６１条 法人税および住民税で、過年度の損益に係るところの支出額を計上する。

（付 則）

この細則は、令和○年○月○日から実施する。